## ○厚生労働省告示第二十二号

に づ 第 る 告示 き、 場 + 薬 匹 事 合 ·する。 当 条 を 法 該 含  $\mathcal{O}$ 昭 六 医 む 第三 薬 和  $\equiv$ 品 項 +  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 範 五 規  $\widehat{\mathcal{L}}$ 定 年 进 並 れ に 法 基 律 び 5 に づ 第  $\mathcal{O}$ , 再 評 き、 規 百 定 兀 価を受けるべ + を 再 同 五. 評 号) 法 価 第 を 受 第 +け + 九 き者が 条 る 兀 条 ベ  $\mathcal{O}$ 兀 き 0 提 出 六 12 医 お 薬 第 すべ 1 品 項 7  $\mathcal{O}$ き資 準 範 同 用 开 料 す を 法 . 及び る場 指 第 定 +そ 合 九 L  $\mathcal{O}$ を た 条 提出 含  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ む。 で、 兀 に 期 限 お 同 を  $\mathcal{O}$ 項 1 次 規 及 7 0 定 準 び よう に 用 同 基 す 法

平成二十四年一月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

## 一医薬品の範囲

薬 事 法 施 行 規 則 昭 和三十六 年厚 生 省令第 号) 第四十二条第一 項第二号に規定する医 療用 医薬

品のうち、別表に掲げるもの

再 評 価 を 受 け る ベ き 者 が 提 出 す べ き 資 料

合 項 第 そ 再  $\mathcal{O}$ 評 号 他 価 資 1 に 料 に 係 . の 提 掲 る げ 医 出 る 薬 資 を必要とし 品 料。  $\mathcal{O}$ 有 た 効 だ 成 ない 分  $\mathcal{O}$ 合理的 当 種 該 類 再 理 評 投 由 与 価 が 経 に あ 係 路 る場合にお る 事 剤 項 型 等 が 医 に . 応 ١ ر 学 ては、 · 薬 学 じ、 上 薬 そ 公 事  $\mathcal{O}$ 知 法 資 で 施 料 あ 行 を提出 規 ると 則 認 第 することを  $\Diamond$ 匹 + 5 条 れ 第 る 場

要し

な

\ <u>`</u>

別表

平成二十七年五月三十一日

次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤

1 リゾチー ム塩酸塩 「軟膏剤、 貼付剤及び点眼剤を除く。)

2 プロナーゼ(散剤を除く。)